

## 議案第28号

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月20日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

### 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例

山陽小野田市手数料徴収条例（平成17年山陽小野田市条例第90号）の一部を次のように改正する。

別表第15中「48,000円」を「49,000円」に、「114,000円」を「116,000円」に、「183,000円」を「186,000円」に、「第6条1項各号」を「第6条第1項各号」に、「42,000円」を「43,000円」に、「102,000円」を「103,000円」に、「161,000円」を「164,000円」に、「33,000円」を「34,000円」に、「57,000円」を「59,000円」に、「92,000円」を「95,000円」に、「1件につき 73,000円」を「1件につき 74,000円」に、「100平方メートル以下のもの 73,000円」を「100平方メートル以下のもの 74,000円」に、「171,000円」を「174,000円」に、「273,000円」を「277,000円」に、「153,000円」を「155,000円」に、「241,000円」を「245,000円」に改める。

別表第19中「16,040円」を「16,060円」に、「22,040円」を「22,060円」に、「7,420円」を「7,430円」に、「7,630円」を「7,640円」に改める。

### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

議案第28号参考資料

山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表第15（第2条関係） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）に関する事務				別表第15（第2条関係） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）に関する事務			
	名称	事務	金額		名称	事務	金額
1	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（新築住宅）	法第5条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（新築住宅）	ア 一戸建ての建築物（専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この項において同じ。） 1件につき <u>49,000円</u>	1	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（新築住宅）	法第5条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（新築住宅）	ア 一戸建ての建築物（専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この項において同じ。） 1件につき <u>48,000円</u>
			イ 一戸建ての建築物以外の建築物 1件につき 床面積の合計 100平方メートル以下のもの <u>49,000円</u> 100平方メートルを超え500平方メートル				イ 一戸建ての建築物以外の建築物 1件につき 床面積の合計 100平方メートル以下のもの <u>48,000円</u> 100平方メートルを超え500平方メートル

	<p>ル以下のもの  <u>116,000円</u>  500平方メートルを  超えるもの  <u>186,000円</u></p>		<p>ル以下のもの  <u>114,000円</u>  500平方メートルを  超えるもの  <u>183,000円</u></p>
備考	<p>1 住宅の品質確保の促進等に関する法律  (平成11年法律第81号)第5条第1項  の登録住宅性能評価機関の登録を受けてい  るもの(以下この表において「登録住宅性  能評価機関」という。)が作成した当該申  請に係る長期優良住宅建築等計画が法第6  条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる  基準に適合していることを証する書類(以  下この表において「適合証」という。)の  添付がある場合の手数料の金額は、一戸建  ての建築物にあつては<u>43,000円</u>を、  一戸建ての建築物以外の建築物にあつては  次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応  じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記  の手数料の金額から減じた金額とする。  (1) 100平方メートル以下のもの  <u>43,000円</u>  (2) 100平方メートルを超え500平方  メートル以下のもの <u>103,000円</u></p>	備考	<p>1 住宅の品質確保の促進等に関する法律  (平成11年法律第81号)第5条第1項  の登録住宅性能評価機関の登録を受けてい  るもの(以下この表において「登録住宅性  能評価機関」という。)が作成した当該申  請に係る長期優良住宅建築等計画が法第6  条1項各号(第3号を除く。)に掲げる基  準に適合していることを証する書類(以下  この表において「適合証」という。)の添  付がある場合の手数料の金額は、一戸建て  の建築物にあつては<u>42,000円</u>を、一  戸建ての建築物以外の建築物にあつては次  の各号に掲げる床面積の合計の区分に応  じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記  の手数料の金額から減じた金額とする。  (1) 100平方メートル以下のもの  <u>42,000円</u>  (2) 100平方メートルを超え500平方  メートル以下のもの <u>102,000円</u></p>

(3) 500平方メートルを超えるもの  
164,000円

2 登録住宅性能評価機関が作成した当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5に示される1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2以上（ただし、限界耐力計算による場合を除く。）、3-1劣化対策等級（構造躯体等）の等級3、4-1維持管理対策等級（専用配管）の等級3、5-1断熱等性能等級の等級4を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては、併せて、4-2維持管理対策等級（共用配管）の等級3、4-3更新対策（共用排水管）の等級3、4-4更新対策（住戸専用部）に定められた躯体天井高2,650ミリメートル以上、9-2高齢者等配慮対策等級（共用部分）の等級3以上の性能を有することを証する書類の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては34,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(3) 500平方メートルを超えるもの  
161,000円

2 登録住宅性能評価機関が作成した当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5に示される1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2以上（ただし、限界耐力計算による場合を除く。）、3-1劣化対策等級（構造躯体等）の等級3、4-1維持管理対策等級（専用配管）の等級3、5-1断熱等性能等級の等級4を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては、併せて、4-2維持管理対策等級（共用配管）の等級3、4-3更新対策（共用排水管）の等級3、4-4更新対策（住戸専用部）に定められた躯体天井高2,650ミリメートル以上、9-2高齢者等配慮対策等級（共用部分）の等級3以上の性能を有することを証する書類の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては33,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

		(1) 100平方メートル以下のもの <u>34,000円</u> (2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの <u>59,000円</u> (3) 500平方メートルを超えるもの <u>95,000円</u> 3・4 (略)			(1) 100平方メートル以下のもの <u>33,000円</u> (2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの <u>57,000円</u> (3) 500平方メートルを超えるもの <u>92,000円</u> 3・4 (略)
2	(略)	(略)		2	(略)
3	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(既存住宅)	法第5条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定(既存住宅)	<p>ア 一戸建ての建築物(専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この項において同じ。)</p> <p><u>1件につき</u> <u>74,000円</u></p> <p>イ 一戸建ての建築物以外の建築物</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p><u>100平方メートル以下のもの</u> <u>74,000円</u></p> <p>100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの</p> <p><u>174,000円</u></p>	3	<p>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(既存住宅)</p> <p>法第5条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定(既存住宅)</p> <p>ア 一戸建ての建築物(専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この項において同じ。)</p> <p><u>1件につき</u> <u>73,000円</u></p> <p>イ 一戸建ての建築物以外の建築物</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p><u>100平方メートル以下のもの</u> <u>73,000円</u></p> <p>100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの</p> <p><u>171,000円</u></p>

		500平方メートルを 超えるもの <u>277,000円</u>
		備考 1 「登録住宅性能評価機関」が作成した当該申請に係る「適合証」の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては64,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1) 100平方メートル以下のもの 64,000円 (2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの <u>155,000円</u> (3) 500平方メートルを超えるもの <u>245,000円</u> 2・3 (略)
4	(略)	(略)

		500平方メートルを 超えるもの <u>273,000円</u>
		備考 1 「登録住宅性能評価機関」が作成した当該申請に係る「適合証」の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては64,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1) 100平方メートル以下のもの 64,000円 (2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの <u>153,000円</u> (3) 500平方メートルを超えるもの <u>241,000円</u> 2・3 (略)
4	(略)	(略)

## 別表第19（第2条関係）

## その他の事務

	名称	事務	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
13	理容所検査手数料	理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2の規定に基づく検査	1件につき <u>16,060円</u>
14	美容所検査手数料	美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の規定に基づく検査	1件につき <u>16,060円</u>
15	興行場営業許可申請手数料	興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項の規定に基づく興行場の営業の許可	1件につき <u>22,060円</u> （仮設の興行場の営業に係るものにあつては、7,310円）
16	旅館業許可申請等手数料	旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の営業の許可	1件につき <u>22,060円</u> （旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第2条に規定する施設に係るもの

## 別表第19（第2条関係）

## その他の事務

	名称	事務	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
13	理容所検査手数料	理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2の規定に基づく検査	1件につき <u>16,040円</u>
14	美容所検査手数料	美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の規定に基づく検査	1件につき <u>16,040円</u>
15	興行場営業許可申請手数料	興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項の規定に基づく興行場の営業の許可	1件につき <u>22,040円</u> （仮設の興行場の営業に係るものにあつては、7,310円）
16	旅館業許可申請等手数料	旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の営業の許可	1件につき <u>22,040円</u> （旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第2条に規定する施設に係るもの

			にあつては、 7, 310円)				にあつては、 7, 310円)
		旅館業法第3条の2 又は第3条の3の規定に基づく旅館業の 地位の承継の承認	1件につき <u>7, 430円</u>			旅館業法第3条の2 又は第3条の3の規定に基づく旅館業の 地位の承継の承認	1件につき <u>7, 420円</u>
17	公衆浴場 営業許可 申請手数料	公衆浴場法（昭和 23年法律第139 号）第2条第1項の 規定に基づく公衆浴 場の営業の許可	1件につき <u>22, 060円</u>	17	公衆浴場 営業許可 申請手数料	公衆浴場法（昭和 23年法律第139 号）第2条第1項の 規定に基づく公衆浴 場の営業の許可	1件につき <u>22, 040円</u>
18	クリーニ ング所検 査手数料	クリーニング業法 （昭和25年法律第 207号）第5条の 2の規定に基づく検 査	1件につき <u>16, 060円</u>	18	クリーニ ング所検 査手数料	クリーニング業法 （昭和25年法律第 207号）第5条の 2の規定に基づく検 査	1件につき <u>16, 040円</u>
19	化製場設 置等許可 申請手数 料	化製場等に関する法 律（昭和23年法律 第140号）第9条 第1項の規定による 動物の飼養又は収容 の許可	1件につき（1個 の施設又は同一 の構内にある数 個の施設に関し 同時に数件の申 請が行われる場 合にあつては、当 該数件の申請に つき） <u>7, 640</u>	19	化製場設 置等許可 申請手数 料	化製場等に関する法 律（昭和23年法律 第140号）第9条 第1項の規定による 動物の飼養又は収容 の許可	1件につき（1個 の施設又は同一 の構内にある数 個の施設に関し 同時に数件の申 請が行われる場 合にあつては、当 該数件の申請に つき） <u>7, 630</u>

			円
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

			円
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			